

令和7年10月14日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 外山 恵美子

室長補佐 本木 久美子

担当係 賃金第二係(内線 7653・7638)

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 3147

令和7(2025)年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
主な用語の定義	2 頁
利用上の注意	3 頁
結果の概要	
1 賃金の改定の実施状況	4 頁
2 賃金の改定額及び改定率	5 頁
3 定期昇給制度、ベースアップ等の実施状況	7 頁
4 賃金の改定事情	10 頁
5 夏の賞与の支給状況	11 頁
6 労働組合からの賃上げ要求状況	11 頁
統計表	12 頁

令和7(2025)年賃金引上げ等の実態に関する調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。アドレス(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/12-23.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類による次の15大産業

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」

※ 生活関連サービス業、娯楽業は、その他の生活関連サービス業の家事サービス業を除く。

※ サービス業（他に分類されないもの）は、外国公務を除く。

(3) 調査対象

事業所母集団データベース（令和5年次フレーム）の企業（単独事業所及び本社・本店・本所）を母集団として、主たる事業が上記（2）に掲げる産業に属する常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民間企業のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した企業

注：本調査では、抽出時や、各集計表の企業規模区分については、企業に使用され給与を支払われる労働者のうち、以下①②のいずれかに該当する労働者の数を使用している。

① 期間を定めずに雇われている者

② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、本調査の各調査事項の対象労働者は、雇用期間を定めず雇用されている労働者としている。

3 調査事項

- (1) 企業の属性
- (2) 賃金の改定に関する事項
- (3) 賃金の改定事情に関する事項
- (4) 賞与支給に関する事項
- (5) 労働組合との交渉経過

4 調査の実施時期及び方法

(1) 調査の実施時期

令和7（2025）年7月20日～8月10日

(2) 調査の方法

厚生労働省が、調査票を調査対象企業へ郵送し、調査対象企業の記入担当者が記入した後、厚生労働省に郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により提出する方法で実施した。

5 調査系統

厚生労働省－調査対象企業

6 集計・推計方法

産業、企業規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成割合等を算出した。

7 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象企業数は3,643社、有効回答企業数は1,847社で、有効回答率は50.7%であった。

主な用語の定義

「常用労働者」

本調査では、雇用期間を定めず雇用されている労働者をいい、日雇労働者や季節労働者など雇用期間に定めのある労働者、雇用期間に定めがあつて契約期間を更新している労働者は除く。

また、以下の労働者も除く。ただし、イ) 又はウ) の者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている工場長などのような場合は常用労働者に含める。

ア) 事業主、社長 イ) 理事、取締役などの役員 ウ) 家族従業員

「1人平均賃金」

所定内賃金（諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない）の1か月1人当たりの平均額をいう。

「諸手当」

能率手当、生産手当、役付手当、特殊勤務手当、技能手当、技術手当、家族手当、扶養手当、通勤手当、住宅手当及びその他の手当をいう。

「賃金の改定」

すべて若しくは一部の常用労働者を対象とした定期昇給（定昇）、ベースアップ（ベア）、諸手当の改定等をいい、ベースダウンや賃金カット等による賃金の減額も含む。（下図参照）

賃金の改定

◆ 賃金表^(注1)の改定

（増額）ベースアップ（ベア）

賃金表^(注1)の改定により賃金水準を引き上げること

（減額）ベースダウン

賃金表^(注1)の改定により賃金水準を引き下げること

◆ 定期昇給（定昇）

あらかじめ労働協約、就業規則等で定められた制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいう。年齢、勤続年数による自動昇給のほか、能力、業績評価に基づく昇給があり、毎年時期を定めて査定を行っている場合も含む。

◆ 諸手当の改定

各種手当の改定のことをいう。ただし、時間外・休日手当及び深夜手当等の割増手当や慶弔手当等の特別手当を除く。

◆ 賃金カット

賃金表^(注1)等を変えずに、ある一定期間につき、一時的に賃金（基本給、諸手当）を減額することをいう。役員報酬のカットや、育児等による短時間勤務の結果による減額は含まない。

これらにより、賃金の改定を実施した結果

改定前との差額（1人平均賃金）が

プラスの場合 ⇒ 1人平均賃金を引き上げた・引き上げる

マイナスの場合 ⇒ 1人平均賃金を引き下げた・引き下げる

ゼロの場合 ⇒ 1人平均賃金は変わらなかった・変わらない^(注2)

注1: 「賃金表」とは、学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などにより賃金がどのように定まっているかを表にしたものをいう。

注2: 令和7（2025）年調査から「1人平均賃金は変わらなかった・変わらない」の調査項目を追加している。なお、令和6（2024）年調査以前は、改定前との差額（1人平均賃金）が

ゼロの場合、「1人平均賃金を引き上げた・引き下げる」に区分される。

「1人平均賃金の改定額」

1人平均賃金の改定後と改定前の差額をいう。

「1人平均賃金の改定率」

1人平均賃金の改定額の改定前1人平均賃金に対する割合をいう。

利用上の注意

- 1 平均値について
1人平均賃金の改定額、改定率等の平均値については常用労働者数による加重平均である。
- 2 統計表等に用いている符号
「0.0」 …… 表章単位未満のもの。
「-」 …… 当該集計値がないもの。
「…」 …… 当該数値が不詳若しくは表章することが不適当なもの。
「△」 …… 減少数（率）であるもの。
- 3 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。このため、項目の和が計の数値と一致しない場合がある。

結果の概要

1 賃金の改定の実施状況

令和7（2025）年中における賃金の改定の実施状況（9～12月予定を含む。）をみると、「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業の割合は91.5%（前年91.2%）、「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」は1.1%、「1人平均賃金は変わらなかった・変わらない」は1.0%、「賃金の改定を実施しない」は2.4%（同2.3%）、「未定」は3.9%（同6.4%）となっている。

労働組合の有無別にみると、労働組合ありでは「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」の割合は95.5%（同97.9%）、労働組合なしでは90.4%（同89.0%）となっている。（第1表、付表1）

第1表 企業規模・産業・労働組合の有無、賃金の改定の実施状況・実施時期別企業割合

年、企業規模・産業・労働組合の有無	全企業	賃金の改定を実施した又は予定している							賃金の改定を実施しない ⁵⁾	未定 ⁶⁾	
		小計 ¹⁾	賃金の改定の実施時期 ³⁾				1～8月のみ ⁴⁾	9～12月のみ ⁴⁾			1～8月及び9～12月 ⁴⁾
			1人平均賃金を引き上げた・引き上げる	1人平均賃金を引き下げた・引き下げる	1人平均賃金は変わらなかった・変わらない ²⁾						
令和7年	100.0	93.6	91.5	1.1	1.0	78.2	9.6	5.9	2.4	3.9	
5,000人以上	100.0	98.9	98.9	-	-	90.8	2.1	6.0	1.1	-	
1,000～4,999人	100.0	96.1	96.0	0.1	-	88.4	2.9	4.8	0.7	3.2	
300～999人	100.0	96.2	95.6	0.4	0.1	83.0	7.1	6.1	0.6	3.2	
100～299人	100.0	92.5	89.7	1.5	1.3	75.6	11.1	5.9	3.2	4.3	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	
建設業	100.0	89.6	89.6	-	-	84.4	5.2	-	-	10.4	
製造業	100.0	97.5	97.5	-	-	89.1	5.6	2.8	0.8	1.6	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	100.0	-	-	81.8	11.1	7.1	-	-	
情報通信業	100.0	98.7	97.4	-	1.2	85.7	5.3	7.7	0.1	1.2	
運輸業、郵便業	100.0	94.4	85.7	8.7	-	69.5	18.6	6.3	5.6	-	
卸売業、小売業	100.0	94.5	92.8	1.7	-	75.3	12.9	6.3	4.4	1.1	
金融業、保険業	100.0	90.7	90.7	-	-	83.6	6.3	0.8	-	9.3	
不動産業、物品賃貸業	100.0	94.7	94.7	-	-	86.9	5.2	2.6	-	5.3	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	96.8	95.4	1.5	-	83.2	9.2	4.5	2.0	1.2	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	80.7	78.4	1.0	1.2	57.1	15.3	8.3	7.1	12.2	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	84.5	79.5	0.8	4.1	66.4	7.3	10.7	4.4	11.2	
教育、学習支援業	100.0	88.9	87.4	0.3	1.2	79.7	1.5	7.7	8.0	3.1	
医療、福祉	100.0	84.9	84.9	-	-	59.9	12.4	12.6	4.4	10.7	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	92.3	86.4	0.4	5.5	70.5	11.0	10.8	0.0	7.7	
労働組合あり	100.0	97.0	95.5	1.3	0.3	91.0	3.8	2.3	2.0	1.0	
労働組合なし	100.0	92.7	90.4	1.1	1.2	74.5	11.2	6.9	2.5	4.8	
令和6年	100.0	91.3	91.2	0.1	...	78.8	6.4	6.0	2.3	6.4	
5,000人以上	100.0	99.1	99.1	-	...	93.6	1.7	3.8	0.9	-	
1,000～4,999人	100.0	93.6	93.5	0.2	...	87.6	1.4	4.5	2.6	3.8	
300～999人	100.0	93.5	93.4	0.1	...	84.2	3.7	5.3	2.9	3.6	
100～299人	100.0	90.3	90.2	0.1	...	76.1	7.7	6.4	2.1	7.6	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	100.0	-	...	100.0	-	-	-	-	
建設業	100.0	99.7	99.7	-	...	93.9	-	5.9	0.3	-	
製造業	100.0	98.7	98.7	-	...	87.7	7.4	3.5	0.4	0.9	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	100.0	-	...	75.0	-	25.0	-	-	
情報通信業	100.0	92.1	91.7	0.4	...	82.5	3.7	5.8	1.7	6.2	
運輸業、郵便業	100.0	74.4	74.4	-	...	51.7	6.7	16.1	11.7	13.9	
卸売業、小売業	100.0	91.1	91.1	-	...	81.0	3.5	6.5	0.0	8.9	
金融業、保険業	100.0	95.1	95.1	-	...	94.3	0.8	-	-	4.9	
不動産業、物品賃貸業	100.0	93.9	93.9	-	...	82.4	6.1	5.3	1.8	4.3	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	91.6	91.6	-	...	81.6	5.2	4.8	1.9	6.5	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	83.3	82.2	1.1	...	69.4	6.7	7.3	6.3	10.4	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	76.2	76.2	-	...	61.1	7.8	7.2	7.7	16.1	
教育、学習支援業	100.0	88.8	87.8	1.0	...	78.7	5.9	4.2	3.7	7.5	
医療、福祉	100.0	100.0	100.0	-	...	80.8	15.8	3.4	-	-	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	85.6	85.6	-	...	69.6	9.9	5.6	3.0	11.4	
労働組合あり	100.0	97.9	97.9	-	...	92.4	0.9	4.6	0.8	1.3	
労働組合なし	100.0	89.1	89.0	0.1	...	74.4	8.2	6.5	2.8	8.1	

注:1) 「小計」は、全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している企業の割合である。また「小計」には改定の実施時期不詳を含む。

2) 令和6年調査は、「1人平均賃金は変わらなかった・変わらない」は「1人平均賃金を引き上げた・引き下げる」に含まれる。(主な用語の定義「賃金の改定」(2頁)参照)

3) 「改定の実施時期」とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。

4) 「1～8月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、9～12月に賃金の改定を予定しない企業、「9～12月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に賃金の改定を予定する企業、「1～8月及び9～12月」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、更に9～12月に賃金の改定を予定する企業をいう。

5) 「賃金の改定を実施しない」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月にも実施する予定がない企業をいう。

6) 「未定」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業をいう。

2 賃金の改定額及び改定率

令和7（2025）年中に賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業について、賃金の改定状況（9～12月予定を含む。）をみると、「1人平均賃金の改定額」は13,601円（前年11,961円）、「1人平均賃金の改定率」は4.4%（同4.1%）となっている。

労働組合の有無別にみると、労働組合ありでは「1人平均賃金の改定額」は15,229円（同13,668円）、「1人平均賃金の改定率」は4.8%（同4.5%）、労働組合なしでは「1人平均賃金の改定額」は11,980円（同10,170円）、「1人平均賃金の改定率」は4.0%（同3.6%）となっている。（第2表、第1図、付表2）

第2表 賃金改定区分・企業規模・産業・労働組合の有無別1人平均賃金の改定額及び改定率

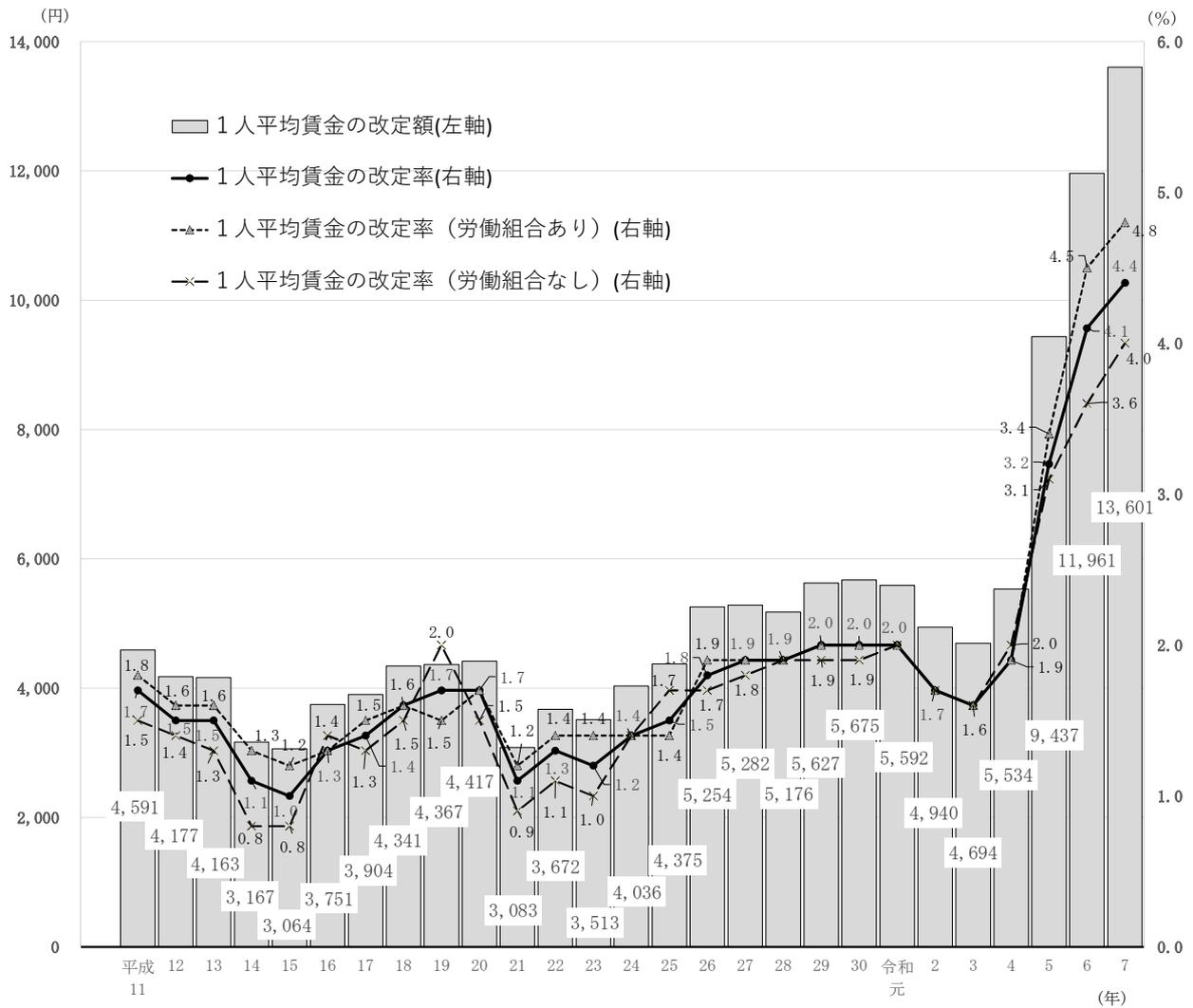
賃金改定区分・企業規模・ 産業・労働組合の有無	1人平均賃金の改定額（円）		1人平均賃金の改定率（%）	
	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年
計	13,601	11,961	4.4	4.1
うち引上げ ¹⁾	13,914	12,183	4.5	4.1
うち引下げ ¹⁾	△ 8,909	△ 17,270	△ 3.5	△ 4.3
5,000人以上	16,784	15,121	5.1	4.8
1,000～4,999人	15,859	12,317	5.0	4.1
300～999人	12,308	10,618	4.0	3.8
100～299人	10,264	10,228	3.6	3.7
鉱業，採石業，砂利採取業	18,020	14,616	6.1	5.9
建設業	20,724	15,283	5.9	4.3
製造業	15,952	13,262	5.2	4.4
電気・ガス・熱供給・水道業	19,611	14,619	5.3	4.3
情報通信業	14,096	14,989	3.9	4.3
運輸業，郵便業	10,545	9,030	3.6	3.2
卸売業，小売業	12,183	11,922	4.2	4.3
金融業，保険業	17,567	15,465	4.1	4.6
不動産業，物品賃貸業	14,368	12,554	4.5	4.0
学術研究，専門・技術サービス業	14,911	14,772	3.8	4.4
宿泊業，飲食サービス業	10,177	9,654	3.6	3.7
生活関連サービス業，娯楽業	7,744	8,543	2.9	3.2
教育，学習支援業	9,300	7,176	3.2	2.7
医療，福祉	5,589	6,876	2.3	2.5
サービス業（他に分類されないもの）	8,621	7,353	3.4	3.2
労働組合あり	15,229	13,668	4.8	4.5
労働組合なし	11,980	10,170	4.0	3.6

注：賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。

1) 本表において「うち引上げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金を引き上げた企業について、「うち引下げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金を引き下げた企業についての数値である。

年次推移をみると、「1人平均賃金の改定額」、「1人平均賃金の改定率」とともに、平成23（2011）年調査以降増加傾向で推移し、令和2（2020）年、3（2021）年調査では減少したが、令和4（2022）年調査以降は増加している（第1図、付表2）。

第1図 1人平均賃金の改定額及び改定率の推移



注: 賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。

3 定期昇給制度、ベースアップ等の実施状況

(1) 定期昇給制度の有無及び定期昇給制度の内容

令和7(2025)年中に賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業において、「定昇制度あり」の割合は81.2%、「定昇制度なし」の割合は17.7%となっている。

労働組合の有無別にみると、労働組合ありでは「定昇制度あり」の割合は92.3%、「定昇制度なし」の割合は7.3%、労働組合なしでは「定昇制度あり」の割合は77.9%、「定昇制度なし」の割合は20.7%となっている。

また、定期昇給制度の内容をみると、「自動昇給」の割合が27.5%、「その他(業績評価など)」が72.4%となっている。(第3表)

第3表 企業規模・産業・労働組合の有無、定期昇給制度の有無、定期昇給制度の内容別企業割合

企業規模・産業・労働組合の有無	(単位：%)						
	賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業	定昇制度あり	定期昇給制度の内容(複数回答)		定昇制度なし	不詳	
			自動昇給	その他(業績評価など)			
令和7年	[96.1]	100.0	81.2	27.5	72.4	17.7	1.2
5,000人以上	[100.0]	100.0	88.7	32.9	77.8	10.3	1.0
1,000～4,999人	[96.8]	100.0	92.0	38.8	78.5	7.7	0.3
300～999人	[96.8]	100.0	85.4	26.5	75.8	13.5	1.1
100～299人	[95.7]	100.0	78.7	26.7	70.7	20.0	1.2
鉱業、採石業、砂利採取業	[100.0]	100.0	100.0	71.4	71.4	-	-
建設業	[89.6]	100.0	67.6	17.2	56.3	19.1	13.3
製造業	[98.4]	100.0	89.2	32.4	81.5	10.5	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0]	100.0	100.0	34.2	72.9	-	-
情報通信業	[98.8]	100.0	89.6	29.0	85.9	7.5	2.9
運輸業、郵便業	[100.0]	100.0	68.7	31.9	56.4	31.2	0.1
卸売業、小売業	[98.9]	100.0	79.4	24.9	72.3	20.5	0.1
金融業、保険業	[90.7]	100.0	82.7	28.0	74.1	17.3	-
不動産業、物品賃貸業	[94.7]	100.0	95.2	37.8	82.0	4.8	-
学術研究、専門・技術サービス業	[98.8]	100.0	87.1	21.8	79.3	9.8	3.1
宿泊業、飲食サービス業	[87.8]	100.0	63.3	17.0	55.9	34.1	2.5
生活関連サービス業、娯楽業	[88.8]	100.0	82.7	46.4	57.0	17.3	-
教育、学習支援業	[96.9]	100.0	83.5	34.0	73.0	16.5	-
医療、福祉	[89.3]	100.0	84.2	31.7	68.8	15.8	-
サービス業(他に分類されないもの)	[92.3]	100.0	74.6	18.5	67.8	24.9	0.4
労働組合あり	[99.0]	100.0	92.3	38.0	80.6	7.3	0.4
労働組合なし	[95.2]	100.0	77.9	24.4	70.0	20.7	1.4

注：〔〕内は、全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業の割合である。

(2) 定期昇給の実施状況

令和7(2025)年中に賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業における定期昇給制度のある企業の定期昇給の実施状況をみると、「定昇を行った・行う」企業の割合は76.8%、「定昇を行わなかった・行わない」は2.6%、「定昇を延期した」が0.1%となっている。

労働組合の有無別にみると、労働組合ありでは「定昇を行った・行う」の割合は90.0%、「定昇を行わなかった・行わない」は1.3%、労働組合なしでは「定昇を行った・行う」の割合は72.9%、「定昇を行わなかった・行わない」は3.0%、「定昇を延期した」が0.2%となっている。(第4表)

第4表 企業規模・産業・労働組合の有無、定期昇給の実施状況別企業割合

企業規模・産業・労働組合の有無	賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業 ¹⁾ 2)		定昇制度あり ³⁾	定昇の実施状況			定昇制度なし
				定昇を行った・行う	定昇を行わなかった・行わない	定昇を延期した	
令和7年	[96.1]	100.0	81.2 (100.0)	76.8 (94.6)	2.6 (3.2)	0.1 (0.1)	17.7
5,000人以上	[100.0]	100.0	88.7	86.8	1.0	-	10.3
1,000～4,999人	[96.8]	100.0	92.0	90.0	1.9	-	7.7
300～999人	[96.8]	100.0	85.4	83.1	0.7	0.0	13.5
100～299人	[95.7]	100.0	78.7	73.4	3.3	0.2	20.0
鉱業、採石業、砂利採取業	[100.0]	100.0	100.0	100.0	-	-	-
建設業	[89.6]	100.0	67.6	55.9	5.9	-	19.1
製造業	[98.4]	100.0	89.2	88.0	0.5	-	10.5
電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0]	100.0	100.0	100.0	-	-	-
情報通信業	[98.8]	100.0	89.6	86.2	2.2	-	7.5
運輸業、郵便業	[100.0]	100.0	68.7	64.4	4.3	-	31.2
卸売業、小売業	[98.9]	100.0	79.4	74.5	2.0	-	20.5
金融業、保険業	[90.7]	100.0	82.7	75.3	0.8	-	17.3
不動産業、物品賃貸業	[94.7]	100.0	95.2	89.4	3.7	-	4.8
学術研究、専門・技術サービス業	[98.8]	100.0	87.1	84.1	3.0	-	9.8
宿泊業、飲食サービス業	[87.8]	100.0	63.3	57.2	2.7	1.0	34.1
生活関連サービス業、娯楽業	[88.8]	100.0	82.7	75.4	7.0	-	17.3
教育、学習支援業	[96.9]	100.0	83.5	79.1	1.9	0.6	16.5
医療、福祉	[89.3]	100.0	84.2	69.0	9.1	2.0	15.8
サービス業（他に分類されないもの）	[92.3]	100.0	74.6	70.2	4.0	-	24.9
労働組合あり	[99.0]	100.0	92.3	90.0	1.3	-	7.3
労働組合なし	[95.2]	100.0	77.9	72.9	3.0	0.2	20.7

注：1) []内は、全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業の割合である。

2) 賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業には定昇制度有無不詳を含む。

3) 定昇制度ありには定昇の実施状況不詳を含む。

4) ()内は、定昇制度ありと回答した企業の定昇の実施状況別の割合である。

(3) ベースアップ等の実施状況

令和7(2025)年中に賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業のうち定期昇給制度がある企業について、ベースアップ(以下「ベア」という。)等の実施状況をみると、「ベアを行った・行う」企業の割合は57.8%、「ベアを行わなかった・行わない」は15.1%となっている。

労働組合の有無別にみると、労働組合ありでは「ベアを行った・行う」の割合は82.1%、「ベアを行わなかった・行わない」は9.9%、労働組合なしでは「ベアを行った・行う」の割合は49.4%、「ベアを行わなかった・行わない」は17.0%となっている。(第5表)

第5表 企業規模・産業・労働組合の有無、ベア等の実施状況別企業割合

(単位: %)

企業規模・産業・労働組合の有無	定期昇給制度がある企業 ¹⁾	定昇とベア等の区別あり ²⁾	ベア等の実施状況			定昇とベア等の区別なし	不詳	
			ベアを行った・行う	ベアを行わなかった・行わない	ベースダウンを行った・行う			
令和7年	[81.2]	100.0	73.0	57.8	15.1	0.0	25.5	1.5
			(100.0)	(79.2)	(20.7)	(0.0)		
5,000人以上	[88.7]	100.0	93.5	85.2	8.4	-	5.4	1.1
1,000~4,999人	[92.0]	100.0	89.5	79.1	10.2	0.2	10.4	0.1
300~999人	[85.4]	100.0	78.8	63.3	15.5	-	19.4	1.9
100~299人	[78.7]	100.0	68.9	53.3	15.6	-	29.5	1.6
鉱業、採石業、砂利採取業	[100.0]	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-
建設業	[67.6]	100.0	80.4	59.2	21.1	-	11.0	8.6
製造業	[89.2]	100.0	82.0	68.3	13.7	-	17.9	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0]	100.0	100.0	96.2	3.8	-	-	-
情報通信業	[89.6]	100.0	75.9	52.1	23.8	-	24.1	-
運輸業、郵便業	[68.7]	100.0	89.4	62.3	27.1	-	10.6	-
卸売業、小売業	[79.4]	100.0	57.9	48.5	9.5	-	39.5	2.6
金融業、保険業	[82.7]	100.0	88.6	70.7	17.9	-	3.5	7.9
不動産業、物品賃貸業	[95.2]	100.0	81.0	62.1	19.0	-	16.7	2.2
学術研究、専門・技術サービス業	[87.1]	100.0	75.6	61.0	14.6	-	22.7	1.7
宿泊業、飲食サービス業	[63.3]	100.0	63.2	44.2	18.7	0.3	33.0	3.8
生活関連サービス業、娯楽業	[82.7]	100.0	73.2	53.7	19.5	-	26.5	0.3
教育、学習支援業	[83.5]	100.0	57.0	43.7	13.3	-	40.0	3.0
医療、福祉	[84.2]	100.0	65.6	38.0	27.5	-	29.6	4.8
サービス業(他に分類されないもの)	[74.6]	100.0	66.4	54.8	11.6	-	33.1	0.6
労働組合あり	[92.3]	100.0	92.0	82.1	9.9	-	7.9	0.1
労働組合なし	[77.9]	100.0	66.4	49.4	17.0	0.0	31.6	2.0

注: 1) []内は、賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める定期昇給制度がある企業の割合である。

2) ()内は、定昇とベア等の区別ありと回答した企業のベア等の実施状況別の割合である。

4 賃金の改定事情

(1) 企業活動の状況

令和7(2025)年8月1日現在の企業活動についてみると、「業況」が「良い」と回答した企業は35.3%、「さほど良くない」と回答した企業は51.2%、「悪い」と回答した企業は13.1%となっている。企業規模別にみると、企業規模が大きくなるほど「業況」が「良い」とする企業が多く、規模が小さくなるほど「業況」が「悪い」とする企業が多い。また、「原材料費・経費」については、すべての企業規模で「増加」と回答した企業の割合が7割を超えている。(第6表)

第6表 企業規模・産業・賃金の改定状況、企業活動の状況別企業割合

(単位: %)

企業規模・産業・賃金の改定状況	全企業	業況			販売数量			販売価格			原材料費・経費		
		良い	さほど 良くない	悪い	増加	横ばい	減少	上昇	横ばい	下落	増加	横ばい	減少
令和7年	100.0	35.3	51.2	13.1	26.6	48.6	24.4	40.9	53.9	4.8	79.0	18.9	1.6
5,000人以上	100.0	53.0	45.0	1.5	47.1	44.3	8.1	53.4	43.0	3.1	80.0	17.8	1.8
1,000~4,999人	100.0	50.0	44.4	5.3	41.6	40.7	17.5	59.3	36.5	4.0	80.5	17.8	1.6
300~999人	100.0	37.1	54.4	8.2	28.7	50.2	20.7	42.4	53.0	4.2	78.9	19.1	1.7
100~299人	100.0	33.3	50.9	15.5	24.3	48.9	26.3	38.7	55.9	5.0	78.9	19.0	1.6
製造業	100.0	34.6	48.7	16.7	24.2	45.6	30.1	39.4	56.6	4.0	82.9	14.6	2.5
製造業以外	100.0	35.6	52.3	11.6	27.5	49.9	22.0	41.6	52.8	5.1	77.5	20.7	1.3
1人平均賃金を引き上げた・引き上げる	100.0	37.4	50.0	12.2	28.2	47.6	23.9	42.6	52.4	4.6	79.4	18.6	1.7
1人平均賃金を引き下げた・引き下げる	100.0	4.2	63.0	28.2	-	33.7	61.7	7.8	52.3	35.3	93.6	1.8	-
1人平均賃金は変わらなかった・変わらない	100.0	5.2	47.4	47.4	5.2	47.4	47.4	35.9	64.1	-	75.5	24.5	-
賃金改定を実施しない	100.0	8.6	56.8	34.6	9.5	52.8	37.7	25.2	73.0	1.8	88.8	11.2	-
未定である	100.0	19.2	73.8	7.0	13.4	76.0	10.6	21.7	74.2	4.0	62.6	35.9	1.5

注: 全企業には業況不詳、販売数量不詳、販売価格不詳、原材料費・経費不詳を含む。

(2) 賃金の改定に当たり最も重視した要素

令和7(2025)年中に賃金の改定を実施した又は予定して額も決定している企業について、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素をみると、「企業の業績」の割合が41.7%(前年35.2%)と最も多くなっている。次いで「労働力の確保・定着」が17.0%(同14.3%)、「雇用の維持」が11.9%(同12.8%)となっている。

企業規模別にみると、すべての規模で「企業の業績」が最も多くなっている。(第7表、付表3)

第7表 企業規模、賃金の改定に当たり最も重視した要素別企業割合

(単位: %)

年、企業規模	賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業 ¹⁾	賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素												重視した要素はない	不詳	
		企業の業績	世間相場	雇用の維持	労働力の確保・定着	消費者物価の動向	労使関係の安定	親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	前年度の改定実績	最低賃金 ³⁾	行政からの支援(減税・補助・助成) ³⁾	専門家からの助言 ³⁾	その他の要素			
令和7年	[86.7]	100.0	41.7	7.7	11.9	17.0	3.3	0.6	5.9	1.2	3.2	0.1	0.1	0.4	5.2	1.7
5,000人以上	[98.4]	100.0	36.7	12.7	8.0	17.3	6.7	4.5	3.8	-	0.5	-	-	2.2	6.5	1.0
1,000~4,999人	[93.8]	100.0	34.0	11.4	7.4	20.4	6.9	0.4	7.6	0.7	1.9	0.2	-	1.2	6.9	1.0
300~999人	[91.1]	100.0	36.4	11.6	9.5	15.6	4.3	1.3	8.8	2.1	2.2	-	-	0.5	5.2	2.4
100~299人	[84.5]	100.0	44.4	5.9	13.3	17.1	2.6	0.4	4.8	1.0	3.8	0.1	0.1	0.2	5.0	1.5
(参考)複数回答計 ²⁾		100.0	63.8	38.1	43.7	49.8	19.2	8.0	13.1	9.1	11.9	0.5	0.4	0.9	5.2	1.7
令和6年	[86.3]	100.0	35.2	7.6	12.8	14.3	7.8	1.8	6.4	1.0	2.1	7.4	3.3
5,000人以上	[98.2]	100.0	35.4	12.2	6.4	19.8	8.0	5.0	4.2	-	2.5	3.7	2.7
1,000~4,999人	[92.3]	100.0	29.5	10.9	12.1	20.2	10.3	2.0	6.5	1.1	1.7	5.0	0.8
300~999人	[91.2]	100.0	32.2	9.2	7.8	20.6	10.8	2.0	4.8	2.3	0.8	6.3	3.3
100~299人	[84.1]	100.0	36.8	6.7	14.8	11.5	6.5	1.7	7.1	0.6	2.6	8.1	3.6
(参考)複数回答計 ²⁾		100.0	49.2	26.3	43.3	48.4	26.7	11.1	12.7	6.7	3.4	7.4	3.3

注: 1) []内は、全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定して額も決定している企業の割合である。

2) 「複数回答計」は、その要素を重視した企業(最も重視したものを1つ、そのほかに重視したものを2つまでの最大3つの複数回答による)の割合である。

3) 令和6年調査は、「賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素」における「最低賃金」、「行政からの支援(減税・補助・助成)」、「専門家からの助言」について調査していない。

5 夏の賞与の支給状況

令和7（2025）年における夏の賞与の支給状況をみると、「支給した又は支給する（額決定）」企業の割合は88.4%（前年88.1%）、「支給するが額は未定」は4.6%（同3.9%）、「支給しない」は4.9%（同6.5%）となっている。（第8表）

第8表 企業規模・産業、夏の賞与の支給状況別企業割合

（単位：％）

企業規模・産業	全企業	令和7年				令和6年			
		支給した又は支給する（額決定）	支給するが額は未定	支給しない	未定である	支給した又は支給する（額決定）	支給するが額は未定	支給しない	未定である
計	100.0	88.4	4.6	4.9	2.1	88.1	3.9	6.5	1.5
5,000人以上	100.0	96.8	1.6	1.6	-	99.1	-	0.9	-
1,000～4,999人	100.0	96.4	2.0	1.1	0.6	95.4	2.0	1.8	0.8
300～999人	100.0	91.4	2.1	4.7	1.8	92.2	4.5	2.7	0.6
100～299人	100.0	86.7	5.6	5.3	2.4	86.1	3.9	8.2	1.8
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	-	-	-	88.8	11.2	-	-
建設業	100.0	82.9	-	5.2	11.9	90.9	1.2	3.9	3.9
製造業	100.0	93.3	5.3	1.4	0.1	96.3	2.1	1.6	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	94.6	-	5.4	-	93.9	-	6.1	-
情報通信業	100.0	92.3	0.6	5.9	1.2	90.1	2.6	4.7	2.6
運輸業、郵便業	100.0	84.2	9.0	4.3	2.5	77.2	2.2	13.3	7.2
卸売業、小売業	100.0	92.1	3.8	3.1	1.0	89.7	2.9	7.5	-
金融業、保険業	100.0	82.1	11.9	6.0	-	95.1	-	4.9	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	92.3	2.6	4.6	0.6	93.4	3.8	2.3	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	86.2	3.6	9.7	0.5	90.9	0.3	8.8	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	61.9	11.8	16.9	9.5	66.6	11.2	17.8	4.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	87.0	3.1	9.9	-	66.6	10.8	15.6	7.0
教育、学習支援業	100.0	77.6	14.4	5.5	2.5	77.5	13.5	8.9	-
医療、福祉	100.0	94.2	1.3	3.9	0.6	100.0	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	85.6	2.7	8.1	3.7	81.7	8.9	8.9	0.5

6 労働組合からの賃上げ要求状況

令和7（2025）年における労働組合がある企業の割合は22.0%（前年24.5%）となっている。

労働組合がある企業について、労働組合からの賃上げ要求交渉の有無をみると、「賃上げ要求交渉があった」企業の割合は78.3%（同80.2%）、「賃上げ要求交渉がなかった」は18.1%（同15.6%）となっている。（第9表）

第9表 企業規模、労働組合の有無、労働組合からの賃上げ要求交渉の有無別企業割合

（単位：％）

年、企業規模	労働組合がある企業 ^{1) 2)}			労働組合がない企業 ¹⁾
		賃上げ要求交渉があった	賃上げ要求交渉がなかった	
令和7年	[22.0]	100.0	78.3	[78.0]
5,000人以上	[74.6]	100.0	91.1	[25.4]
1,000～4,999人	[56.6]	100.0	89.1	[43.4]
300～999人	[30.3]	100.0	84.8	[69.7]
100～299人	[15.7]	100.0	70.1	[84.3]
令和6年	[24.5]	100.0	80.2	[75.5]

注： 1) []内は、全企業に占める労働組合がある企業又は労働組合がない企業の割合である。

2) 労働組合がある企業には賃上げ要求交渉の有無不詳を含む。

統計表

付表1 賃金の改定の実施状況別企業割合の推移

(単位：%)

年	全企業	賃金の改定を実施した又は予定している							賃金の改定を実施しない ⁵⁾	未定 ⁶⁾
		小計 ¹⁾	1人平均賃金を引き上げた・引き上げる	1人平均賃金を引き下げた・引き下げる	1人平均賃金は変わらなかった・変わらない ²⁾	改定の実施時期 ³⁾				
						1～8月のみ ⁴⁾⁸⁾	9～12月のみ ⁴⁾⁸⁾	1～8月及び9～12月 ⁴⁾⁸⁾		
昭和 57年	100.0	97.6	92.1	1.1	4.3	1.0	1.4
58	100.0	95.7	90.8	1.9	3.0	2.5	1.8
59	100.0	97.5	92.3	2.0	3.2	1.4	1.1
60	100.0	97.0	91.8	2.0	3.1	1.9	1.1
61	100.0	97.5	93.7	1.7	2.1	2.0	0.5
62	100.0	96.9	92.8	1.7	2.4	2.2	0.9
63	100.0	97.1	93.9	0.8	2.4	2.2	0.7
平成 元年	100.0	98.6	94.8	1.0	2.9	0.8	0.6
2	100.0	98.2	94.2	1.3	2.7	1.4	0.4
3	100.0	99.0	95.3	1.5	2.2	0.5	0.5
4	100.0	98.2	94.9	0.7	2.6	1.1	0.8
5	100.0	94.5	90.3	2.0	2.2	3.9	1.6
6	100.0	94.0	90.9	1.9	1.2	3.8	2.2
7	100.0	94.3	90.6	2.6	1.1	4.4	1.3
8	100.0	94.1	91.4	1.8	0.9	4.5	1.4
9	100.0	93.2	90.8	1.8	0.6	5.3	1.5
10 ⁷⁾	100.0	85.6	83.7	0.5	1.4	11.1	3.3
11	100.0	80.6	76.8	3.8	...	76.8	1.5	2.2	14.3	5.1
12	100.0	78.8	75.8	2.9	...	76.0	1.5	1.2	19.1	2.2
13	100.0	76.0	73.8	2.2	...	73.8	1.0	1.3	21.3	2.7
14	100.0	68.6	61.5	7.0	...	65.5	1.8	1.3	27.1	4.3
15	100.0	69.9	62.7	7.2	...	67.4	1.3	1.2	24.1	6.0
16	100.0	73.3	69.8	3.4	...	70.9	1.7	0.7	21.4	5.3
17	100.0	76.3	73.5	2.8	...	75.0	0.6	0.7	20.3	3.4
18	100.0	78.8	77.5	1.3	...	76.8	1.0	1.0	16.6	4.6
19	100.0	84.4	82.8	1.6	...	80.6	1.7	2.1	13.3	2.2
20 ⁸⁾	100.0	77.1	74.0	3.1	...	73.2	2.0	1.9	17.6	5.3
21	100.0	74.6	61.7	12.9	...	68.7	3.4	1.3	21.6	3.8
22	100.0	78.6	74.1	4.5	...	74.5	2.0	2.1	17.2	4.3
23	100.0	78.2	73.8	4.4	...	72.0	3.9	2.2	18.4	3.4
24	100.0	79.2	75.3	3.9	...	74.4	2.5	2.3	15.2	5.6
25	100.0	82.4	79.8	2.5	...	76.9	2.4	3.0	12.9	4.7
26	100.0	85.7	83.6	2.1	...	80.0	3.0	2.7	9.7	4.6
27	100.0	86.6	85.4	1.2	...	81.8	1.6	3.2	8.4	5.0
28	100.0	87.5	86.7	0.8	...	81.9	2.5	3.0	7.1	5.4
29	100.0	88.0	87.8	0.2	...	82.6	3.5	2.0	6.3	5.7
30	100.0	90.0	89.7	0.4	...	81.2	4.7	4.1	5.9	4.0
令和 元年	100.0	90.3	90.2	0.0	...	80.8	5.7	3.8	5.4	4.3
2	100.0	83.6	81.5	2.1	...	76.7	3.4	3.6	9.5	6.9
3	100.0	81.7	80.7	1.0	...	74.0	4.6	3.1	10.1	8.2
4	100.0	86.6	85.7	0.9	...	74.9	6.7	4.9	6.2	7.3
5	100.0	89.2	89.1	0.2	...	79.1	5.1	5.0	5.4	5.3
6	100.0	91.3	91.2	0.1	...	78.8	6.4	6.0	2.3	6.4
7	100.0	93.6	91.5	1.1	1.0	78.2	9.6	5.9	2.4	3.9

- 注: 1) 「小計」は全企業に占める賃金の改定を実施した又は予定している企業の割合である。また「小計」には改定の実施時期不詳を含む。
2) 令和6年調査以前は、「1人平均賃金は変わらなかった・変わらない」は「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」に含まれる。(主な用語の定義「賃金の改定」(2頁)参照)
3) 「改定の実施時期」とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。
4) 「1～8月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、9～12月に賃金の改定を予定しない企業、「9～12月のみ」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に賃金の改定を予定する企業、「1～8月及び9～12月」とは、1～8月に賃金の改定を実施し、更に9～12月に賃金の改定を予定する企業をいう。
5) 「賃金の改定を実施しない」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月にも実施する予定がない企業をいう。
6) 「未定」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業をいう。
7) 平成10年調査以前は、「賃金の改定を実施した又は予定」の有無のみを調査しており、賃金の改定の内訳については調査していない。
また、「賃金の改定を実施した又は予定している(小計)」についても、平成11年調査以降とは接続しない。
8) 平成20年調査以前は、調査実施時期が9月であり、改定実施時期を「1～9月」、「10～12月」として調査している。

付表2 1人平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	1人平均賃金の 改定額 (円)	1人平均賃金の 改定率 (%)
昭和 57 年	12,802	7.0
58	8,787	4.6
59	9,130	4.7
60	10,218	5.0
61	9,506	4.5
62	7,988	3.6
63	9,731	4.4
平成 元 年	12,085	5.3
2	14,199	6.0
3	14,394	5.9
4	12,939	5.1
5	9,711	3.7
6	7,948	3.0
7	7,206	2.7
8	7,245	2.7
9	7,224	2.6
10 ¹⁾	6,079	2.3
11	4,591	1.7
12	4,177	1.5
13	4,163	1.5
14	3,167	1.1
15	3,064	1.0
16	3,751	1.3
17	3,904	1.4
18	4,341	1.6
19	4,367	1.7
20	4,417	1.7
21	3,083	1.1
22	3,672	1.3
23	3,513	1.2
24	4,036	1.4
25	4,375	1.5
26	5,254	1.8
27	5,282	1.9
28	5,176	1.9
29	5,627	2.0
30	5,675	2.0
令和 元 年	5,592	2.0
2	4,940	1.7
3	4,694	1.6
4	5,534	1.9
5	9,437	3.2
6	11,961	4.1
7	13,601	4.4
<うち引上げ ²⁾ >		
令和 6 年	12,183	4.1
7	13,914	4.5
<うち引下げ ²⁾ >		
令和 6 年	△ 17,270	△ 4.3
7	△ 8,909	△ 3.5

注 賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。

- 1) 平成10年調査以前は、1人平均賃金が増額した企業についてのみ調査している。
- 2) 本表において「うち引上げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金を引き上げた企業について、「うち引下げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金を引き下げた企業についての数値である。

付表3 賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合の推移

(単位：%)

年	賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業	賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素												重視した要素はない	不詳
		企業の業績	世間相場	雇用の維持	労働力の確保・定着	消費者物価の動向	労使関係の安定	親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	前年度の改定実績	最低賃金	行政からの支援(減税・補助・助成)	専門家からの助言	その他の要素		
平成21年	100.0	61.6	3.2	5.2	3.9	0.1	2.4	5.2	1.5	3.2	8.7	5.0
22	100.0	60.4	2.9	2.4	4.3	0.0	2.4	4.0	3.8	4.3	15.4	0.1
23	100.0	58.5	2.3	2.2	3.4	0.2	2.0	6.1	2.6	3.6	18.5	0.6
24	100.0	52.0	3.6	5.8	3.8	0.5	1.5	6.3	4.1	2.5	18.3	1.6
25	100.0	58.6	1.9	2.5	3.9	0.2	2.4	5.0	2.0	3.5	18.9	1.1
26	100.0	50.7	4.7	5.2	5.8	1.2	2.7	4.6	2.6	4.0	17.2	1.3
27	100.0	52.6	3.6	5.0	6.8	0.3	2.6	5.4	4.4	3.0	15.0	1.4
28	100.0	51.4	4.2	4.6	11.0	0.2	1.6	5.9	2.7	0.9	15.7	1.8
29	100.0	55.0	5.1	3.9	8.7	0.1	1.4	4.6	4.0	2.8	13.1	1.3
30	100.0	50.4	4.5	7.0	9.0	0.1	2.1	5.5	2.5	1.4	16.3	1.3
令和元年	100.0	50.0	6.2	6.5	9.9	0.2	1.7	4.0	4.8	1.6	13.8	1.2
2	100.0	49.0	3.0	8.0	8.0	0.5	2.0	4.0	4.7	1.5	16.2	3.2
3	100.0	47.3	3.0	9.0	8.2	0.0	2.2	5.0	3.6	3.9	17.0	0.6
4	100.0	40.0	3.0	10.7	11.9	1.3	2.1	4.6	3.0	2.7	16.7	4.0
5	100.0	36.0	6.7	11.6	16.1	7.9	1.2	5.1	1.1	1.5	9.5	3.3
6	100.0	35.2	7.6	12.8	14.3	7.8	1.8	6.4	1.0	2.1	7.4	3.3
7	100.0	41.7	7.7	11.9	17.0	3.3	0.6	5.9	1.2	3.2	0.1	0.1	0.4	5.2	1.7

注：令和6年調査以前は、「賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素」における「最低賃金」、「行政からの支援(減税・補助・助成)」、「専門家からの助言」について調査していない。

付表4 企業規模別賃金カット^(※)を実施した又は予定している企業割合の推移

(単位：%)

企業規模	平成14年	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
計	14.8	12.9	13.6	15.3	9.7	10.2	9.3	30.9	23.0	15.2	12.8	14.5	9.0	9.5	10.7	6.3	6.1
5,000人以上	22.1	12.1	9.1	5.6	3.6	6.8	2.5	28.6	16.8	5.7	10.2	9.3	10.8	4.5	5.9	6.1	7.0
1,000～4,999人	21.2	15.3	10.5	8.3	10.2	2.3	4.8	31.3	24.7	11.5	14.9	11.1	8.7	8.3	8.4	6.4	6.5
300～999人	15.5	13.3	13.1	12.2	13.1	9.7	8.9	31.9	20.8	12.0	9.3	16.0	13.3	10.0	10.6	5.7	7.9
100～299人	13.9	12.6	14.3	17.3	8.2	11.2	10.0	30.5	23.7	16.7	13.7	14.4	7.6	9.6	11.1	6.6	5.5

企業規模	令和元年	2	3	4	5	6	7
計	6.0	10.9	7.7	7.1	6.3	4.3	4.6
5,000人以上	7.3	8.2	12.1	7.2	5.7	5.0	2.1
1,000～4,999人	6.0	7.7	10.2	6.4	9.5	6.0	6.9
300～999人	6.2	12.0	9.7	7.2	4.5	5.2	4.9
100～299人	5.9	10.9	6.8	7.1	6.6	3.8	4.3

注：賃金の改定を実施した又は予定している額も決定している企業に占める賃金カットを実施した又は予定している企業の割合である。

なお、賃金カットを実施した又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業(予定を含む)と引き下げた企業(予定を含む)を含む。

※ 主な用語の定義「賃金の改定」(2頁)参照。